

平成 24 年度

地方独立行政法人山梨県立病院機構

業務実績評価書

平成 25 年 9 月 5 日

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成24年度に係る業務の実績 に関する評価について

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会は、地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、山梨県が設立した地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成24年度に係る業務の実績について評価を行いました。

地方独立行政法人は、設立団体が定めた中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成するとともに、中期計画に定めた事項のうち毎事業年度において実施すべき事項を定める計画（年度計画）を作成することとなっています。

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会は、中期計画に定めた41項目ごとに業務の実績を評価する「項目別評価」と、項目別評価の結果を踏まえて中期計画の達成状況を総合的に評価する「全体評価」を行いました。

この業務実績評価書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構から提出された平成24年度の業務実績報告書及び法人へのヒアリング等を行ない、5名の評価委員によって行われた法人の業務実績の調査、分析及び審議に基づく評価の結果を記載しています。

平成24年度は、平成22年度から平成26年度までの5年間の中期目標期間の中間年度にあたります。

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会としては、平成24年度における業務実績の評価の結果を公表することで、県民の方々に地方独立行政法人山梨県立病院機構の取り組みを改めて確認して頂き、今後の法人の運営に関心を持っていただくことを期待します。

また、今回の評価結果を踏まえて、県民の健康と生命を守る県の基幹病院である県立中央病院及び県立北病院を運営する地方独立行政法人山梨県立病院機構が、引き続き政策医療を確実に実施するとともに、県民に信頼される質の高い医療を提供し、安定した法人の運営に努められることを期待します。

平成25年9月5日
地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長 今井 信吾

平成25年度地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会

評価委員

(敬称略・五十音順)

委員長

今井 信吾

(元三井住友海上きらめき生命取締役社長)

委員

佐藤 弥

(委員長職務代理)

(国立大学法人山梨大学医学部教授)

委員

篠原 豊明

(社団法人山梨県医師会理事)

委員

波木井 昇

(公立大学法人山梨県立大学理事)

委員

藤巻 秀子

(公益社団法人山梨県看護協会会长)

— 目 次 —

第1 全体評価 P 1

第2 項目別評価 P 9

(参考資料) P 7 1

・貸借対照表及び損益計算書

・用語の解説

第1 全体評価

第1 全体評価

1 総 評

地方独立行政法人山梨県立病院機構の平成24年度における中期計画の実施状況は順調であると評価する。

地方独立行政法人に移行して3年度目に当たる平成24年度は、県立病院機構の裁量及び権限の拡大を通じて、中期計画に沿った業務遂行と業務改善への取り組みが着実に行われ、患者の立場に立った良質な医療の提供や経営基盤の強化に向けて、職員が一丸となって取り組んだことがうかがえる結果となっている。

平成24年度の取り組みとして、県立中央病院では、重症・重篤な患者の救命に大きく寄与するドクターヘリの運航を平成24年4月から開始したことで、より充実した救命救急医療の提供を実現するとともに、増加する外来化学療法患者のニーズに的確に対応していくため、平成25年1月には通院加療がんセンターを開所し、併せて患者一人ひとりに対応した診断・治療を進めていくため、遺伝子情報の解析を行うゲノム解析センターの整備にも取り組んだ。

また、きめ細やかな看護を実施するため、看護師1名が患者7名を看護する7対1看護体制を維持するとともに、平均在院日数の適正化を維持するなど、早期かつ適切な医療の提供を行った。

県立北病院では、精神科救急・急性期医療などの充実を図るために、機能強化、病棟の再編整備を検討し、精神科救急入院料病棟、思春期病棟等の増改築工事に着手した。

これらの取り組みを行うことにより、県立中央病院においては、救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療の充実など、また、県立北病院においては、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療及び心身喪失者等医療観察法に基づく医療の充実など、県の基幹病院として求められる政策医療を確実に提供するとともに、医療の質を高めた。

更に、財務状況については、県民に信頼される医療を提供するとともに、病院内の各職種、職層が参加して経営分析や経営改善についての協議、分析等を行ない、病院全体で経営改善の取り組み行った結果、経常利益は前年度と比べ約2億8千万円の増となる1・8億円余の黒字となり、経営基盤の強化が図られた。

今後も、中期計画で定められた政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の一層の向上及び経営基盤の安定に向けた取り組みを行うことで、県民に信頼される質の高い医療が提供されるよう期待するものである。

2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 医療の提供

- ・ 県立病院には、政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供することが強く求められている。
- ・ 救命救急医療においては、各診療科の専門医と連携して治療を行うことで、救命救急センターにおける救急患者の受け入れ人数が1千7百人を超え、前年度に比べ大幅に増加した。

平成24年4月から運航を開始したドクターヘリについては、当初の見込みを大幅に上回る出動件数を達成するとともに、搬送時間の短縮、救命率の大幅な向上に寄与した。

また、ドクターカーによる出動件数も大幅に増加しており、重症・重篤な患者の救命に寄与する大きな成果をあげた。

ドクターヘリについては、運航1年度目ということもあり、各消防本部が要請を躊躇するケースもあったが、その有効性が浸透してきており、ドクターヘリの出動件数は増加することが見込まれる。

今後は、重傷度の判定が的確に行われることで、ドクターヘリ及びドクターカーの有効活用が進み、救命救急医療がより一層充実することを期待する。

- ・ 総合周産期母子医療においては、県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、引き続き1,500g以下の新生児の9割以上を受け入れるとともに、県内のハイリスクの妊婦等の受け入れを国立甲府病院、山梨大学医学部附属病院などと役割分担し、専門的な医療の提供を行った。

その結果、母体の救急搬送受け入れ件数も100件を超えるなど、ハイリスクの妊婦、胎児及び新生児に対する総合的、専門的な医療の提供を行なった。

- ・ がん医療においては、県民向けのがんセミナーを開催するとともに、ゲノム解析センターの開所に先立ってゲノム医療に関するシンポジウムも開催し、県民に対するがん医療の啓発活動を積極的に行った。

また、平成25年1月に通院型のがん治療を充実させるため、通院加療がんセンターを開所するとともに、ゲノム解析センターの整備を進めた。

更に、地域連携センター内に設置したがん相談支援センターにおいて、がん患者及び患者の家族の相談に応じることで、相談件数が大幅に増加したこと、キャンサーボードの内容を院外の医療従事者にホームページを設けて開放する取り組みを行ったこと及び緩和医療チームが患者の事例研究に取り組んだことなど、患者及び患者の家族への相談支援の積極的な取り組み、患者の目線に立った治療及び他の医療機関への積

極的な情報公開を高く評価する。

今後は、がんの治療を受けた患者について、その治療結果とその後の健康状態を確認するための予後調査についての取り組みを期待する。

- ・ 心神喪失者等への医療観察法に基づく医療においては、医療観察法病棟により、患者の社会復帰に向けた治療を行っており、平成24年度も引き続き他県から対象患者の受け入れを行った。

更に、心に問題を抱えた子どもに適切な医療を提供する児童思春期精神科医療及び精神科救急・急性期医療への積極的な取り組みが引き続き認められる。

- ・ 医師の育成・確保においては、研修医や専修医の確保に向けた積極的な広報活動などにより、定員どおりの研修医の確保を行うことができた。

また、引き続き医療事務作業補助者を積極的に配置することにより、医師の負担軽減を行っていることを評価する。

今後は、医師が離職した原因の把握・分析を行ない、県立病院での研修を終えた医師が、継続して勤務を希望する魅力ある病院となるための取り組みを期待するとともに、県の基幹病院として、新たな専門医制度への取り組みを求めるものである。

- ・ 7対1看護体制の導入においては、正規看護職員の新規採用だけでなく、中途採用を実施し、7対1看護の定着を図るとともに、院内託児所の整備を行ない、看護師等の働きやすい職場環境の整備に取り組んだ。

しかし、患者の高齢化に伴い、急性期の入院医療においても、これまで以上に看護職員の専門性を発揮できる職場環境が求められており、看護補助業務の重要性が増している。

このため、看護職員が専門性をより一層活かし、適宜適切な医療を提供する観点からも、医師が行っている業務の一部を看護職員が担うための体制の整備や、看護職員がその業務に専念するための看護補助者、病棟薬剤師の配置についてより一層の取り組みを期待する。

また、看護職員についても離職した原因の把握・分析を行ない、看護職員が継続して勤務を希望する魅力ある病院となるための取り組みを求めるものである。

- ・ 診断群分類包括評価（DPC／PDPS）の導入においては、県立中央病院と他のDPC／PDPS参加病院の診察内容を比較し、各種医療資源（処置、検査、投薬、手術等）の投下状況を分析することにより、県立中央病院の医療の標準化や効率化に取り組んだ。

また、DPC／PDPSから得られるデータを院内研修において医師に周知する取り組みを行ない、DPC／PDPS導入による成果を院内において有効に活用した。

特に、DPC／PDPsから得られるデータを活用して、クリニカルパスの新設や見直しに取り組んだ結果、クリニカルパス数の増加、クリニカルパス適用件数・適用率の向上、平均在院日数の短縮などが図られ、患者への標準的な医療の提供や医師及び看護師の負担軽減などが図られたことはDPC／PDPsを導入した成果を有効に活用していることとして評価する。

- ・ 患者サービスの向上においては、県立中央病院においては院長をはじめ、医師、看護師等が総合案内に立ち、医療相談や患者への診察案内を行うとともに、より一層のサービス向上のため、総合案内での診察案内の時間を延長した。

また、地域連携センターを設置し、医療福祉相談、保健指導、がん相談及び医療連携の業務を一元的に行うとともに、紹介患者専用の受付窓口を設置するなど、他の医療機関との連携を強化する取り組みは評価できる。

更に、職員を対象とした接遇研修を実施するとともに、新聞一般紙に病院スタッフが特定疾患・疾病について症状、早期発見の手立て等を解説する記事を通年にわたり掲載したことは、県民に信頼される病院を目指す積極的な取り組みとして評価する。

ただし、患者満足度調査の結果、県立中央病院及び県立北病院のいずれでも接遇や診察内容、職員の対応等に高い評価が得られているが、依然として患者の待ち時間に関する満足度は低いことから、待ち時間の案内を行うなどの速やかな取り組みを求める。

(2) 医療に関する調査及び研究

医療に関する調査研究においては、引き続き積極的な取り組みが行われた。

県立中央病院においては、治験に関する情報をホームページにおいて公開し、情報の発信に努めている。

また、日本初となるC型肝炎治療薬の世界同時開発を目指したグローバル治験を継続し、先駆的な取り組みを行っている。

更に、院内においても病院会議の開催回数を増やすことにより、各科診療科の相互理解を深め、臨床研修を向上するための取り組みが行われた。

県立北病院では精神分野の治験、製造販売後調査を実施し、治験に関する手順書をホームページで公開し、積極的な情報発信に努めている。

今後とも治験及び医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を推進することを期待する。

(3) 医療に関する技術者の研修

医療に関する技術者の研修においては、国内外の各種学会の研修会に積極的に参加するとともに、院内学術会議及び医療従事者研修会を積極的に実施している。

また、専門看護師及び認定看護師の資格取得のための取り組みを継続するとともに、神奈川県内の医療機関へ医師を派遣しての研修も実施した。

今後とも医療従事者の知識・技術の向上を図り、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めるとともに、他の医療機関の医療従事者に対し、県立病院の持つ知識や技術を研修等により普及することで県内の医療水準の向上が図られることを期待する。

(4) 医療に関する地域への支援

医療に関する地域への支援においては、地域連携センターを中心に、地域の医療機関との連携の強化を図るとともに、紹介患者の優遇措置を図るため、紹介状専用窓口を設置した。この結果、平成22年度から紹介率・逆紹介率とも増加している。

また、開業医等からの依頼検査件数が増加しているほか、公的医療機関の外来業務に対し職員を派遣する具体的な仕組みを策定するとともに、県内の地域医療機関に勤務する自治医科大学を卒業した医師の研修を県立中央病院で受け入れるなど、地域医療機関との協力体制の強化に向けて取り組んだ。

引き続き地域医療への支援に積極的に取り組むことを期待する。

(5) 災害時における医療救護

災害時における医療救護においては、基幹災害拠点病院として平成24年12月に発生した中央自動車道笛子トンネル崩落事故の発生時には、ドクターヘリが出動するとともに、災害時派遣医療チーム（D M A Tチーム）を派遣し、医療救護活動を展開した。

また、大規模災害を想定した大規模災害時対応訓練の実施、D M A Tチームの構成員である医師、看護師、調整員の県外中央研修への参加及び静岡県が実施した総合防災訓練へのD M A Tチームの派遣など、平時より災害時における医療救護活動を想定した訓練等に取り組んでいることも評価する。

3 業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項

- 簡素で効率的な運営体制の構築においては、院内の重要事項、課題及び経営状況等を病院全体の情報として共有するため、県立中央病院及び県立北病院において、幹部及び各部門の責任者を構成員とした会議を設置しており、定期的に経営分析や経営改善に向けた協議などを行った。

県立中央病院においては病院会議を通じ、引き続き若手の医師、看護師等の職員や委託業者の代表者が傍聴者として参加し、院内で業務に従事している者全てを参考させたことは、会議の一層の充実となっている。

県立北病院においては、院内連絡会議を通じ、病院に関する諸問題・課題についての検討、経営成績や経営改善に向けた協議を行うことで、病院全体で情報の共有化を図っている。

引き続き病院会議及び院内連絡会議を有効に活用し、院内の課題が共有され、改善に向けた取り組みが行われるとともに、経営改善に資することを期待する。

- 経営基盤を強化する収入の確保、費用の削減については、県立中央病院の医事課に正規職員を採用するとともに、県立中央病院及び県立北病院の全職員を対象とした診療報酬に関する研修会を開催することで、診療報酬制度の周知に取り組んだ。

また、未収金の長期化を抑制するための方策が確立されていること、医薬品について一層の価格競争を促進し、医薬品費の抑制を図ったこと、後発医薬品の採用を促進したこと及びスケールメリットを生み出すため、複数の業務で複数年契約としたことなどは積極的な経営基盤の強化のための取り組みとして評価する。

- 経営参画意識を高める組織文化の醸成においては、県立中央病院では、病院会議において、県立北病院では、院内連絡会議において、入院・外来の稼働額を示し、稼働額増減の要因や対策を議論することで職員の経営参画意識が高まり、各診療科の経営改善に繋がった。

また、職員提案審査委員会による職員提案募集の取り組みは、職員一人ひとりの業務改善に対する意識の高揚に繋がるものであり、継続的な取り組みを期待する。

- 誇りや達成感をもって働くことのできる環境の整備においては、病院機構職員を対象とし、病院の経営状況から仕事への希望や喜びを実感しているかなど、幅広い調査内容の職員満足度調査の実施にとどまらず、職員と理事長との意見交換会を実施したことは、職場環境の整備に資するための積極性の現れとして評価する。

また、病院機構全体の職員研修実施要綱を制定し、自己啓発や職務能力を高める研修体系を構築したことは、職員一人ひとりの能力を更に高める取り組みとして評価す

る。

- ・ 財務状況については、医業収益が引き続き増加した。この結果、経常利益が前年度に対し約2億8千万円の増となる18億円余の黒字となったところであり、今年度も収支改善の努力とその実績は評価する。
- ・ 今後評価委員会としては、業務運営の改善及び効率化に対する理解を一層深めるため、各診療科の稼働状況、稼働額の増減やその要因及び対策、経営改善への取り組み等を業務実績として報告されることを求める。

また、引き続き安定した経営が図られることを期待するものであるが、入院患者数及び外来患者数が共に減少していることについて、留意されたい。

4 その他業務運営に関する事項

- ・ 積極的な情報公開においては、県立病院機構、県立中央病院、県立北病院のホームページにおいて、年度計画や決算状況等を公表するとともに、法人組織や診療案内、研修内容、各診療科の活動、診療実績、その他治療成績などを掲載しており、その姿勢は評価できる。

しかし、診療科によっては診療実績の情報が県立病院時代のまま掲載していることもあることから、ホームページの管理を適正に行うこと求められるものである。

- ・ 平成23年度に県立北病院に関東信越厚生局及び山梨県による個別指導が行われ、算定要件を満たさない診療報酬の請求があったとの指摘を受け、平成24年度において約1億3,500万円の自主返還金額を臨時損失として計上した。

県立北病院においては既に改善報告書を関東信越厚生局に提出しているところであるが、引き続き県民に信頼される医療を提供することを期待する。

また、平成24年度に県立中央病院に厚生労働省、関東信越厚生局及び山梨県による特定共同指導が行われ、カルテの記載に不適切な事例が認められること、勤務体制の管理が不十分であったこと等の指摘を受けている。

カルテの記載は、県立中央病院が提供した医療の記録であり、患者が受けた診療の内容を知る唯一の記録であることから、カルテの記載に当たっては速やかかつ適正に改善するよう求める。

仮に特定共同指導による指摘事項が多岐にわたった場合には、多額の診療報酬の返還が生じる恐れがあるのみならず、指摘された事項の改善のために更なる医師、看護師等の確保などが必要になることも予想されるので、特定共同指導の結果が通知され次第、県立中央病院においては、改善の必要な事項及び経営に与える影響を精査の上、評価委員会に対し詳細な報告を求めるものである。